

令和8年4月

## 令和8年度 工学部 教育課程表の改訂

(機械創造工学課程、電気電子情報工学課程、物質材料工学課程、環境社会基盤工学課程、生物機能工学課程、情報・経営システム工学課程)

### [工学部 令和7年度以前入学者用]

1. 令和8年度第4学年の学生は、既に配布された「学部履修案内」を「令和8年度 工学部 教育課程表の改訂」(以下の表)に従って修正した上で履修する。

但し、下表には記載できなかった履修情報(例えば、廃止科目の履修方法)もあるので、混乱が生じないように科目担当教員等と十分に相談の上、履修計画をたてること。

2. 過年度に休学した者・留年した者・本年度に再履修する者については、基本的には上記1に従うものとするが、状況に応じた個別対応が必要なので、科目担当教員等と十分に相談した上で履修申告を行うこと。

分野	区分	必選 の別	授 業 科 目	単 位	学 年	学 期	改 訂 内 容																																																
全過程 (授業科目・単位・開講時期等)							<p>○「7 成績の評価と単位の授与」を以下のように改訂する。</p> <p>(新)</p> <p><b>7 成績の評価と単位の授与</b></p> <p>(1) 履修科目の評価は、授業中の成績、試験の成績又はその両者によって行われる。</p> <p>(2) 成績はS、A、B、C及びDの評語で表され（Grade）、それぞれ次の達成度と点数に対応する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>達成度</th> <th>点数</th> <th>GP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>科目の目標を十分に達成し極めて優秀な成果を修めている</td> <td>90点～100点</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>科目の目標を十分に達成している</td> <td>80点～89点</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>科目の目標を達成している</td> <td>70点～79点</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>科目の目標を最低限達成している</td> <td>60点～69点</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>科目の目標を達成していない</td> <td>0点～59点</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※GPとは成績（Grade）に対応づけた Point のこと S、A、B、Cの評価を得たものを合格とし、単位を授与する。 なお、特別な授業科目については、S、A、B、Cの評価に代えて合格で表すことがある。</p> <p>(旧)</p> <p><b>7 成績の評価と単位の授与</b></p> <p>(1) 履修科目の評価は、授業中の成績、試験の成績又はその両者によって行われる。</p> <p>(2) 成績はS、A、B、C及びDの評語で表され（Grade）、それぞれ次の意味と点数に対応する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成績</th> <th>意味</th> <th>点数</th> <th>GP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>科目の目標を十分に達成し極めて優秀な成果を修めている</td> <td>90点～100点</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>科目の目標を十分に達成している</td> <td>80点～89点</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>科目の目標を達成している</td> <td>70点～79点</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>科目の目標を最低限達成している</td> <td>60点～69点</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>科目の目標を達成していない</td> <td>0点～59点</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※GPとは成績（Grade）に対応づけた Point のこと S、A、B、Cの評価を得たものを合格とし、単位を授与する。 なお、特別な授業科目については、S、A、B、Cの評価に代えて合格を示すGで表すことがある。</p>	評語	達成度	点数	GP	S	科目の目標を十分に達成し極めて優秀な成果を修めている	90点～100点	4	A	科目の目標を十分に達成している	80点～89点	3	B	科目の目標を達成している	70点～79点	2	C	科目の目標を最低限達成している	60点～69点	1	D	科目の目標を達成していない	0点～59点	0	成績	意味	点数	GP	S	科目の目標を十分に達成し極めて優秀な成果を修めている	90点～100点	4	A	科目の目標を十分に達成している	80点～89点	3	B	科目の目標を達成している	70点～79点	2	C	科目の目標を最低限達成している	60点～69点	1	D	科目の目標を達成していない	0点～59点	0
評語	達成度	点数	GP																																																				
S	科目の目標を十分に達成し極めて優秀な成果を修めている	90点～100点	4																																																				
A	科目の目標を十分に達成している	80点～89点	3																																																				
B	科目の目標を達成している	70点～79点	2																																																				
C	科目の目標を最低限達成している	60点～69点	1																																																				
D	科目の目標を達成していない	0点～59点	0																																																				
成績	意味	点数	GP																																																				
S	科目の目標を十分に達成し極めて優秀な成果を修めている	90点～100点	4																																																				
A	科目の目標を十分に達成している	80点～89点	3																																																				
B	科目の目標を達成している	70点～79点	2																																																				
C	科目の目標を最低限達成している	60点～69点	1																																																				
D	科目の目標を達成していない	0点～59点	0																																																				

課程	区分	必選 の別	授業科目	単位	学年	学期	改訂内容
全課程 (外国語科目等履修案内)							<p>○「2. 日本語科目及び日本事情に関する科目」を以下のように改訂する。</p> <p>(新)</p> <p><b>2. 日本語科目及び日本事情に関する科目</b></p> <p>日本語及び日本事情は、外国人留学生のみ受講することができ、日本語8単位及び日本事情4単位、計12単位が開講されている。</p> <p>上記の科目を履修するためには、履修申告を行う前に必ず日本語のプレースメント・テスト(診断テスト)を受けなければならない。</p> <p>第1学年入学者は、日本語科目で修得した単位のうち、2単位を第二外国語科目として代替できるが、日本事情科目で修得した単位は第二外国語には代替できない。また、日本語科目及び日本事情科目で修得した単位は、10単位を限度として教養科目の選択科目の単位として代替できる。ただし、第二外国語科目に代替した日本語科目2単位は教養科目の単位には認められない。</p> <p>第3学年入学者は、日本語科目で修得した単位のうち、2単位を第二外国語科目として代替できるが、日本事情科目で修得した単位は第二外国語には代替できない。また、日本語科目及び日本事情科目で修得した単位は、4単位を限度として教養科目の選択科目の単位として代替できる。ただし、第二外国語科目に代替した日本語科目2単位は教養科目の単位には認められない。</p> <p>なお、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けた者で、教育上有益と認められる場合は、外国人留学生と同様に日本語科目及び日本事情に関する科目を受講することができる。</p> <p>この場合は、「日本語科目及び日本事情に関する科目履修票」に共通教育センター長の承認を得た上で記入し、外国において相当の期間中等教育を受けたことを証明する書類(卒業証明書等)を添えて学務課へ提出しなければならない。</p> <p>(旧)</p> <p><b>2. 日本語科目及び日本事情に関する科目</b></p> <p>日本語及び日本事情は、外国人留学生のみ受講することができ、日本語8単位及び日本事情4単位、計12単位が開講されている。</p> <p>上記の科目を履修するためには、履修申告を行う前に必ず日本語のプレースメント・テスト(診断テスト)を受けなければならない。</p> <p>第1学年入学者は、日本語科目で修得した単位のうち、2単位を第二外国語科目として代替できるが、日本事情科目で修得した単位は第二外国語には代替できない。また、日本語科目及び日本事情科目で修得した単位は、10単位を限度として教養科目の単位として代替できる。ただし、第二外国語科目に代替した日本語科目2単位は教養科目の単位には認められない。</p> <p>第3学年入学者は、日本語科目で修得した単位のうち、2単位を第二外国語科目として代替できるが、日本事情科目で修得した単位は第二外国語には代替できない。また、日本語科目及び日本事情科目で修得した単位は、4単位を限度として教養科目の単位として代替できる。ただし、第二外国語科目に代替した日本語科目2単位は教養科目の単位には認められない。</p>

課程	区分	必選 の別	授業科目	単位	学年	学期	改訂内容
全課程 (外国語科目等履修案内)							<p>○「3. 大学以外の教育施設等における学修成果の単位認定について」を以下のように改訂する。</p> <p>(新)</p> <p><b>3. 大学以外の教育施設等における学修成果の単位認定について</b>  大学以外の教育施設等における学修成果の単位認定のうち、外国語科目の取扱いについては、別表1のとおりとする。  単位認定を受けようとする者は、LiveCampus Uから「単位認定申請書」をダウンロードし、必要事項を記入したうえで、合格証書又は成績証明書の写しを添えて、学長に願い出るものとする。</p> <p>(旧)</p> <p><b>3. 大学以外の教育施設等における学修成果の単位認定について</b>  大学以外の教育施設等における学修成果の単位認定のうち、外国語科目の取扱いについては、別表1のとおりとする。  単位認定を受けようとする者は、LiveCampus から「単位認定申請書」をダウンロードし、必要事項を記入したうえで、合格証書又は成績証明書の写しを添えて、学長に願い出るものとする。</p>

課程	区分	必選 の別	授 業 科 目	単 位	学 年	学 期	改 訂 内 容
全課程 (教養)	教養基礎 (社会管理科学 系基礎科目)	選択	グローバル環境学概論	2	1・2	2	廃止
	教養発展 (人文科学系発 展科目)	選択	E U地域文化論	2	3・4	1	廃止
	教養発展 (人文科学系発 展科目)	選択	日本近代と西洋文明	2	3・4	2	廃止
	教養発展 (社会管理科学 系発展科目)	選択	経営工学概論	2	3・4	2	開講学期変更 3・4年2学期→3・4年1学期
	教養発展 (社会管理科学 系基礎科目)	選択	日本近代と西洋文明	3	3・5	3	廃止
	教養発展 (複合領域科 目)	選択	持続可能な未来を築く労働安全衛 生実践	2	3・4	2	新設
	教養発展 (複合領域科 目)	選択	持続可能な未来に向けた地域課題 解決実践	2	3・4	1	新設
	教養発展 (複合領域科 目)	選択	技学イノベーション特別講義1	1	4	1	廃止
	教養発展 (複合領域科 目)	選択	技学イノベーション特別講義2	1	4	1	廃止
	教養発展 (社会活動科 目)	選択	ベンチャー起業実践基礎	2	3・4	1	新設
教養発展 (社会活動科 目)	選択	企業に学ぶ社会人力講義	1	3・4	1	令和8年度開講せず	

課程	区分	必修 の別	授 業 科 目	単 位	学 年	学 期	改 訂 内 容
機械創造	○課程別履修案内の改訂						
	専門	選択	機械システム設計工学	2	3	1	令和8年度開講せず

課程	区分	必選 の別	授 業 科 目	単 位	学 年	学 期	改 訂 内 容
電気電子情報	○課程別履修案内の改訂						
	専門	選択	ロボティクス	2	4	1	開講学期変更 4年1学期→3年2学期
	専門	選択	デジタル制御	2	3	2	開講学期変更 3年2学期→4年1学期
	専門	選択	データベースと応用システム	2	4	1	廃止

課程	区分	必修 の別	授 業 科 目	単 位	学 年	学 期	改 訂 内 容
環境社会基盤	○課程別履修案内の改訂						
	専門	必修	CAD設計製図	2	4	2	開講学期変更 4年2学期→4年1学期
	専門	選択	リモートセンシング工学	2	3	2	開講学期変更 3年2学期→3年1学期
	専門	選択	橋梁工学	2	4	1	新設
	専門	選択	環境リスク管理学	2	4	1	令和8年度開講せず
	専門	選択	土木振動学	2	3	2	令和8年度開講せず

課程	区分	必選 の別	授 業 科 目	単 位	学 年	学 期	改 訂 内 容
生物機能	○課程別履修案内の改訂						
	専門	選択	生命科学4	2	4	1	廃止
	専門	選択	遺伝育種学	2	4	1	新設
	専門	選択	発生・再生・幹細胞	2	4	1	新設
	専門	選択	生態学	2	4	1	廃止

課程	区分	必選 の別	授 業 科 目	単 位	学 年	学 期	改 訂 内 容
情報・経営 システム	○分野別履修案内の改訂						
	専門	選択	人工知能論	2	3	1	開講学期変更 3年1学期→4年1学期 備考欄に「△」を追加

課程	区分	必選 の別	授業科目	単位	学年	学期	改訂内容
							○学内規則等「(成績の評価)第45条」の記載内容を、以下のように改訂する。
							<p>(新)</p> <p>(成績の評価)</p> <p><b>第45条</b> 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C及びDの5種類の評語をもって表し、S・A・B・Cを合格とし、Dを不合格とする。ただし、必要と認める場合は、S・A・B・Cの評語に代えて合格・みなし・認定、Dの評語に代えて不合格・無効で表すことができる。</p> <p>(旧)</p> <p>(成績の評価)</p> <p><b>第45条</b> 授業科目の試験の成績は、S・A・B・C及びDの5種類の評語をもって表し、S・A・B及びCを合格とし、Dを不合格とする。ただし、必要と認める場合は、S・A・B・Cの合格の評語に代えてGで表すことができる。</p>
							○国立大学法人長岡技術科学大学実務訓練の履修に関する規則(抜粋)「(趣旨)」の記載内容を、以下のように改訂する。
							<p>(新)</p> <p>国立大学法人長岡技術科学大学実務訓練の履修に関する規則(抜粋)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人長岡技術科学大学学則第39条の規定に基づき、実務訓練の履修に関し必要な事項を定める。</p> <p>(実務訓練の授業)</p> <p>第2条 実務訓練の授業は、実習により行うものとする。</p> <p>(実務訓練機関)</p> <p>第3条 学生が実務訓練を履修する国若しくは地方公共団体の機関又は会社等の法人(以下「実務訓練機関」という。)は、実務訓練委員会の議を経て学長が選定する。</p> <p>(実務訓練申込書及び誓約書)</p> <p>第4条 実務訓練を履修する学生(以下「実務訓練学生」という。)は実務訓練申込書及び誓約書を学長を経て実務訓練機関に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の実務訓練申込書及び誓約書は、学長が認めるときは、実務訓練機関所定の実務訓練申込書又は誓約書をもって替えることができる。</p> <p>(実務訓練の履修)</p> <p>第5条 実務訓練学生は、実務訓練機関の定める諸規則及び実務訓練責任者(実務訓練機関における実務訓練の責任者であって学長が委嘱する者をいう。以下同じ。)の指示にしたがって実務訓練を履修しなければならない。</p> <p>(異動報告書)</p> <p>第6条 実務訓練学生は、実務訓練期間中に実務訓練工場等の異動を生じたときは、その都度異動報告書を実務訓練責任者の確認を得て学長に提出しなければならない。</p> <p>(実務訓練報告書)</p> <p>第7条 実務訓練学生は、実務訓練報告書を1月ごとに実務訓練責任者の確認を得て指導教員に提出しなければならない。</p> <p>(実務訓練時間)</p> <p>第8条 実務訓練の時間は、実務訓練責任者の指定する時間とする。</p> <p>(遅参、早退等する場合の手続)</p> <p>第9条 実務訓練学生は、実務訓練の時間に遅参、早退等をする場合は、事前に実務訓練責任者の承認を受けなければならない。</p> <p>(休む場合の手続)</p> <p>第10条 実務訓練学生は、自己の都合により実務訓練を休む場合は、事前に実務訓練責任者の承認を受けなければならない。</p> <p>(休日)</p> <p>第11条 実務訓練学生の休日は、実務訓練責任者の指定する日とする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか、実務訓練に関し必要な事項は、学長が定める。</p>

(旧) 国立大学法人長岡技術科学大学実務訓練の履修に関する規則 (抜粋)

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人長岡技術科学大学学則第39条の規定に基づき、実務訓練の履修に関し必要な事項を定める。

(実務訓練の授業)

第2条 実務訓練の授業は、実習により行うものとする。

(実務訓練機関)

第3条 学生が実務訓練を履修する国若しくは地方公共団体の機関又は会社等の法人(以下「実務訓練機関」という。)は、実務訓練委員会の議を経て学長が選定する。

(実務訓練申込書及び誓約書)

第4条 実務訓練を履修する学生(以下「実務訓練学生」という。)は別紙様式第1の実務訓練申込書及び別紙様式第2の誓約書を学長を経て実務訓練機関に提出しなければならない。

2 前項の実務訓練申込書及び誓約書は、学長が認めるときは、実務訓練機関所定の実務訓練申込書又は誓約書をもって替えることができる。

(実務訓練の履修)

第5条 実務訓練学生は、実務訓練機関の定める諸規則及び実務訓練責任者(実務訓練機関における実務訓練の責任者であって学長が委嘱する者をいう。以下同じ。)の指示にしたがって実務訓練を履修しなければならない。

(異動報告書)

第6条 実務訓練学生は、実務訓練期間中に実務訓練工場等の異動を生じたときは、その都度別紙様式第3の異動報告書を実務訓練責任者の認印を得て学長に提出しなければならない。

(実務訓練報告書)

第7条 実務訓練学生は、別紙様式第4の実務訓練報告書を1月ごとに実務訓練責任者の認印を得て指導教員に提出しなければならない。

(実務訓練時間)

第8条 実務訓練の時間は、実務訓練機関において定める時間又は実務訓練責任者の指定する時間とする。

(遅参、早退等する場合の手続)

第9条 実務訓練学生は、実務訓練の時間に遅参、早退等をする場合は、事前に実務訓練責任者の承認を受けなければならない。

(休む場合の手続)

第10条 実務訓練学生は、自己の都合により実務訓練を休む場合は、事前に実務訓練責任者の承認を受けなければならない。

(休日)

第11条 実務訓練学生の休日は、実務訓練機関において定める休日とする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、実務訓練に関し必要な事項は、学長が定める。